破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０２号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目７番29号　カレント・K103
債務者　小野寺雪音
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
秋田県能代市落合字中大野台112番地１
債務者　石塚　俊典
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第１８号
茨城県小美玉市上玉里40番地99　アネックス川島Ｂ棟102号
債務者　古川　順一
1　決定年月日時　平成29年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２６号
茨城県つくば市みどりの１丁目32番地７　ネクシオンみどりの406号
債務者　平塚　　豊
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３２号
茨城県つくば市天久保１丁目10番地11　シティハイムエコー201号
債務者　小山みどり
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７９号
茨城県古河市諸川626―71　コンソラトゥール２―202、住民票上の住所茨城県古河市東山田2944番地352
債務者　橋本　由加
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第３３号
茨城県坂東市駒跼847番地７、前住所茨城県坂東市神田山1358番地１
債務者　飯田　大志
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４４号
茨城県古河市東諸川143番地２　グリーンテラスⅢ106、前住所茨城県古河市東山田1815番地578
債務者　針谷　優子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４８号
茨城県筑西市村田1843番地９　１Ｋアパート110号室、前住所茨城県ひたちなか市はしかべ１丁目13番12号
債務者　鈴木　正直
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第５０号
茨城県坂東市岩井3528番地１　藤田住宅Ａ第202号室
債務者　堀越　由美
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第５６号
茨城県古河市東牛谷246番地　茂田ビル104号室、前住所茨城県古河市尾崎3845番地11
債務者　髙嶋　伸江
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第７号
千葉県南房総市白浜町白浜5945番地１
債務者　桶川　一彦
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第７１号
山梨県笛吹市石和町松本35番地11
債務者　青山　　正
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
長野県中野市大字若宮101番地７　キングハイツＡ号
債務者　海野　　力
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
長野市青木島町大塚1567番地41
債務者　坂本　良彦
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
長野市篠ノ井御幣川80番地２　篠ノ井第４団地４棟427号
債務者　塚田　綾男
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係